

日産SSC御中

FAX 0120-98-1236

所有権解除残債照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

殿

対象自動車の車検証の内容を転記して下さい

登録番号		登録年月日	平成・昭和 年 月 日
車台番号		初度登録年月	平成・昭和 年 月
車 名	型 式		

所有者の氏名又は名称

このたび、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社への所有権解除の照会(含精算金額等の確認)、及び登録手続きに関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について右記必要書類を添えて依頼致します。

回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決致します。

年 月 日

依頼者(車検証上の使用名義人) ※(使用者死亡の場合は名義人家族)

住 所

氏 名(自 署)

印

上記車両の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連盟にて依頼致します。尚依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当社が責任を持って解決致します。

受任者 (販売店・回答書送付先)

住 所

社 名

印

氏 名

印

T E L
F A X

※受付時間外(16:00以降)のFAXは翌日の回答となりますのでご了承ください。
受付窓口 日産SSC TEL 0120-98-2233 受付時間 9:00~16:00

所有権解除必要書類

(証明書類は全て発行後3ヶ月以内のものです)

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は、下記の通りです。

(回答によっては追加書類が発生いたしますのでご了承ください。)

- ① 「所有権解除用確認書」 → (日産SSCからの回答用紙)
- ② 車検証(コピー)
- ③ 当書面原本 (コピー不可)
- ④ 使用者様の印鑑証明書 (当書面に実印捺印の場合) 又は、使用者様の運転免許証のコピー(当書面に認印捺印の場合)(法人の場合は免許証不可)

車検証住所と一致しない場合ご用意いただくものは、

・個人→住民票(附表・除票) 法人→登記簿謄本 等

使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合ご用意いただくものは、

・個人→戸籍謄本(抄本) 法人→登記簿謄本 等

使用者死亡の場合ご用意いただくものは、

・家族1名の証明物(印鑑証明もしくは運転免許証コピー)

・死亡が確認出来る証明物(戸籍謄本や住民票の附表・除票)

・同居の家族でない場合は家族関係が分かるもの(戸籍謄本等)

- ⑤ 本年度納税証明書コピー(車検用可)

その他、回答でクレジット残債や仲介業者がある場合は上記の他にご用意書類が必要となります

※当欄に該当しないものは、電話等で担当窓口へお問い合わせください

岐阜日産自動車株 TEL 058-245-4150

ご本人様及び調査照会依頼者の方へ

○ ここに、使用名義人様の免許証等の写真付公的証明を置いて
本紙をコピーして下さい。(依頼者印は実印・認印何れでも可)

○ 印鑑証明書でのご依頼の場合は、下記「印鑑証明書」を○で囲み
この用紙と一緒にFAXして下さい。(依頼者印は実印に限る)

「 印鑑証明書 」

左記車両の所有権解除に関して、一切の異議申し立てを致しません。

仲介業者

住所

氏名

印

※ 万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合、
発信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意ください。